

○鯖江広域衛生施設組合管理者の職務代理人に関する規則

( 平成 16 年 11 月 29 日 )  
( 規 則 第 5 号 )

改正 平成19年4月1日規則第1号 平成20年3月31日規則第1号

鯖江広域衛生施設組合管理者および収入役の職務代理人に関する規則（昭和58年鯖江広域衛生施設組合規則第3号）の全部を改正する。

(目的)

**第1条** この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定に基づき、管理者の職務代理人に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理者の職務代理人)

**第2条** 管理者および副管理者に共に事故があるときまたは管理者および副管理者が共に欠けたときは、事務局長の職にある職員が管理者の職務を代理する。

2 前項の場合において、事務局長にも事故があるときまたは事務局長も欠けたときは次長の職にある職員が管理者の職務を行う。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 19 年規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 20 年規則第 1 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。